

第6章 要支援・要介護者支援の充実

1 介護サービス基盤の整備・充実

介護が必要な状態になられた高齢者への対応の充実を図るため、現在、提供している介護サービスの一層の充実に努めて、より地域に根ざしたサービスの提供や、サービスの質の向上を図るとともに、制度の周知徹底、低所得者への配慮等介護サービスの充実に努めます。

居宅介護サービスを円滑に提供する体制を整えるとともに、必要とする人が必要とするサービスを確実に受けられるように、サービス供給量の確保に努め、必要な基盤整備や事業者の参入促進を図ります。

また、施設サービス利用の適正化を図るとともに、次のとおり基盤整備を進め、施設入所の待機者減少に努めます。

○介護サービス基盤整備の目標

区 分	施 設	整備数
平成 28 年度整備	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1 施設 定員 100 人
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1 施設 2 ユニット（18 人）
	小規模多機能型居宅介護	1 施設
平成 29 年度整備	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1 施設 定員 100 人
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1 施設 2 ユニット（18 人）

○介護保険施設等整備状況

区 分	5 期計画まで		6 期整備目標数		6 期末見込	
	施設数 (箇所)	定員数 (人)	施設数 (箇所)	定員数 (人)	施設数 (箇所)	定員数 (人)
介護老人福祉施設	14	792	2	200	16	992
うち地域密着型	2	58	—	—	2	58
介護老人保健施設	7	757	—	—	7	757
小規模多機能型居宅介護	4	—	1	—	5	—
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	24	342	2	36	26	378
計	49	1,891	5	236	54	2,127

2 介護サービス量の見込み

(1) 介護予防サービス/居宅サービス

在宅における自立した生活が継続できるよう、そのための支援を目的としたサービスが介護予防サービス及び居宅サービスです。要支援1・2の方を対象とする介護予防サービス、要介護1から5の認定者の方を対象とする居宅サービスという区分になっています。

高齢者人口の伸び、介護保険サービス種類別の利用率や利用回数等を、過去の実績を加味して算出すると、平成27年度から平成29年度までの計画期間における居宅サービスの見込量は以下ようになります。

①介護予防訪問介護/訪問介護

訪問介護員(ホームヘルパー)等が要介護者の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事の介助、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の世話をを行うサービスです。

なお、「介護予防訪問介護」の一部は、平成27年度から地域支援事業に移行します。

○サービスの利用見込み

(1か月あたり)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防訪問介護	要支援 1・2	37人	34人	
訪問介護	要介護 1~5	21,060回	20,896回	19,116回
		939人	980人	979人

②介護予防訪問入浴介護/訪問入浴介護

要介護者の自宅に定期的に入浴車を派遣し、浴槽を家庭に持ち込み入浴の介護を行う、在宅での入浴を可能にするサービスです。

○サービスの利用見込み

(1か月あたり)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防訪問入浴介護	要支援 1・2	68回	83回	100回
		12人	15人	17人
訪問入浴介護	要介護 1~5	761回	647回	399回
		182人	158人	104人

③介護予防訪問看護／訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等（看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士）が、自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。なお、このサービスの対象者は、主治医が訪問看護を必要と認めた要介護者となります。

○サービスの利用見込み (1か月あたり)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防訪問看護	要支援 1・2	1,762 回	2,117 回	2,510 回
		216 人	246 人	278 人
訪問看護	要介護 1～5	5,894 回	6,643 回	6,875 回
		812 人	864 人	834 人

④介護予防訪問リハビリテーション／訪問リハビリテーション

病状が安定したあと、医師の指示に基づき心身の機能の維持や回復のために、理学療法士や作業療法士が自宅を訪問してリハビリテーションを行うサービスです。

○サービスの利用見込み (1か月あたり)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防 訪問リハビリテーション	要支援 1・2	551 回	545 回	535 回
		60 人	62 人	65 人
訪問リハビリテーション	要介護 1～5	844 回	826 回	783 回
		91 人	89 人	87 人

⑤介護予防居宅療養管理指導／居宅療養管理指導

要支援・要介護の状態になっても、それぞれの能力に応じて、可能な限り居宅での生活が営めるよう、通院困難な要介護者の自宅を医師等が訪問し、療養上の管理及び指導を行うものです。

○サービスの利用状況 (1か月あたり)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防居宅療養管理指導	要支援 1・2	110 人	140 人	170 人
居宅療養管理指導	要介護 1～5	715 人	804 人	842 人

⑥介護予防通所介護／通所介護

デイサービスセンター等に通い、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等日常生活の世話と機能訓練を受けるサービスです。

このサービスは、利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や家族の心身的・精神的負担の軽減を目的とし、施設で作成する機能訓練等の目標やサービス内容等を定めたケアプラン^{※1}に基づき提供されます。

なお、「介護予防通所介護」の一部は、平成27年度から地域支援事業に移行します。

○サービスの利用見込み

(1か月あたり)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防通所介護	要支援 1・2	71 人	65 人	
	要介護 1～5	15,695 回 1,908 人	16,421 回 2,026 人	16,621 回 2,075 人

⑦介護予防通所リハビリテーション／通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所に通い、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを受けるサービスです。

なお、通所リハビリテーションの対象者は、病状が安定期にあり、診療に基づき実施される計画的な医学管理下でのリハビリテーションが必要と、主治医が認めた要介護者です。

○サービスの利用見込み

(1か月あたり)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防 通所リハビリテーション	要支援 1・2	190 人	207 人	225 人
	要介護 1～5	2,547 回 392 人	2,604 回 437 人	2,498 回 460 人

※1 ケアプランとは、介護保険サービスを利用するための計画

⑧介護予防短期入所生活介護／短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等に短期入所し、施設で入浴・排せつ・食事等の介護等、日常生活の世話や機能訓練が受けられるサービスです。

○サービスの利用見込み (1か月あたり)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防 短期入所生活介護	要支援 1・2	304 日 64 人	274 日 60 人	242 日 56 人
	要介護 1～5	4,023 日 543 人	3,812 日 541 人	2,908 日 471 人

⑨介護予防短期入所療養介護／短期入所療養介護

老人保健施設に短期入所し、医学的な管理のもとに機能訓練、日常生活の介護、看護が受けられるサービスです。

○サービスの利用見込み (1か月あたり)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防 短期入所療養介護	要支援 1・2	21 日 6 人	24 日 7 人	25 日 8 人
	要介護 1～5	473 日 55 人	566 日 61 人	626 日 62 人

⑩介護予防特定施設入居者生活介護／特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームの入居者である要介護者が、ケアプランに基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や、機能訓練・療養上の世話等を受けられるものです。

○サービスの利用見込み (1か月あたり)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防 特定施設入居者生活介護	要支援 1・2	21 人	20 人	19 人
特定施設入居者生活介護	要介護 1～5	24 人	18 人	15 人

⑪介護予防福祉用具貸与／福祉用具貸与

特殊寝台、車いす、リフト、歩行支援具等、家庭での介助を可能にするために必要な福祉用具の貸与が受けられるサービスです。

○サービスの利用見込み

(1か月あたり)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防福祉用具貸与	要支援 1・2	748 人	827 人	910 人
福祉用具貸与	要介護 1～5	1,646 人	1,672 人	1,617 人

⑫特定介護予防福祉用具購入／特定福祉用具購入

福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつのための用具の購入を行った場合に、購入費の9割分を支給します。

○サービスの利用見込み

(1か月あたり)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
特定介護予防福祉用具購入	要支援 1・2	11 人	9 人	7 人
特定福祉用具購入	要介護 1～5	5 人	3 人	1 人

（２）地域密着型介護予防サービス／地域密着型サービス

日常生活圏域を設定し、その中での提供を中心とする地域密着型サービスについては、保険者による事業者の指定により計画的に整備されます。

また、地域密着型で提供されるサービスにおいては、増加が予想される認知症高齢者やひとり暮らし高齢者を地域で支えていくという観点が強く含まれています。

本市では4つの日常生活圏域を設定しており、制度を有効に活用しながら地域のバランスを考えた整備を行っていきます。

①介護予防認知症対応型通所介護／認知症対応型通所介護

居宅の要介護者で、脳血管疾患、アルツハイマー病等により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態の方に、デイサービスセンターにて、日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

○サービスの利用見込み

（1か月あたり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防 認知症対応型通所介護	要支援 1・2	1人	1人	1人
認知症対応型通所介護	要介護 1～5	218回 33人	214回 33人	110回 18人

②介護予防小規模多機能型居宅介護／小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の様態や希望等に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて提供するサービスです。

○サービスの利用見込み

（1か月あたり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防 小規模多機能型居宅介護	要支援 1・2	5人	5人	5人
小規模多機能型居宅介護	要介護 1～5	89人	83人	99人

③介護予防認知症対応型共同生活介護／認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、比較的安定状態にある認知症の要介護者が、少人数で共同生活を送る認知症高齢者グループホームで、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話や機能訓練が受けられます。なお、サービスの利用にあたっては、事業者が、入居申込者が認知症の状態にあることを主治医の診断書で確認します。

○サービスの利用見込み

(1か月あたり)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防 認知症対応型共同生活介護	要支援 2	4 人	1 人	1 人
認知症対応型共同生活介護	要介護 1～5	319 人	317 人	331 人

④地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームの入居者である要介護者が、その施設でケアプランに基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や機能訓練・療養上の世話等を受けられるものです。地域密着型サービスとなるのは有料老人ホームのうち、定員が30人未満の介護専用型の施設です。

⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所する要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設で、生活介護が中心の施設です。

そのうち、定員が30人未満の施設が地域密着型サービスとなります。施設では、可能な限り在宅生活への復帰を念頭にサービスを提供し、在宅での日常生活が可能になったら、本人や家族の希望、退所後の環境等をふまえて、円滑な退所のための援助を行います。

○サービスの利用見込み

(1か月あたり)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	要介護 1～5	58 人	58 人	58 人

⑥夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的な巡回又は通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための支援を行うものです。

⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護

利用者の医療・看護ニーズに迅速かつ的確に対応するため、1日複数回の定期訪問と24時間の随時対応を組み合わせ、訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供するサービスです。

当面は、現在実施している訪問介護、訪問看護サービスで対応するものとしませんが、必要に応じてサービス提供の基盤整備を検討します。

⑧複合型サービス

要介護度が高く、医療ニーズの高い利用者に柔軟に対応するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせ、一体的に提供するサービスです。

今後も、サービス事業者等に対し、複合型事業所としての登録意向を確認しながら、必要に応じてサービス提供の基盤整備を検討します。

（3）施設サービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

入所する要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設で、生活介護が中心の施設です。

入所対象者は、心身上・精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者です。施設では、可能な限り在宅生活への復帰を念頭にサービスを提供し、在宅での日常生活が可能になったら、本人や家族の希望、退所後の環境等をふまえて、円滑な退所のための援助を行います。

○サービスの利用見込み

（1か月あたり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護老人福祉施設	要介護 1～5	734 人	734 人	834 人

②介護老人保健施設

入所する要介護者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行うことを目的としてつくられた施設で、介護やリハビリが中心の施設です。

入所対象者は、病状が安定期にあり、上記にあげたサービスを必要とする要介護者です。施設では、在宅生活への復帰を目指してサービス提供がなされます。

在宅での生活ができるかどうかを定期的に点検し、退所時には、本人や家族に適切な指導を行うとともに、退所後の主治医や居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めています。

○サービスの利用見込み

（1か月あたり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護老人保健施設	要介護 1～5	757 人	757 人	757 人

③介護療養型医療施設

療養病床をもつ病院・診療所の介護保険適用部分に入院する要介護者に対し、ケアプランに基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を提供することを目的とした施設で、長期間にわたり療養の必要な要介護者を介護する体制が整った医療施設のことです。

入院の対象者は、病状が安定期にある長期療養患者であって、上記にあげたサービスが必要な要介護者です。医師は、医学的に入院の必要性がないと判断した場合には退院を指示し、本人や家族に適切な指導を行うとともに、退院後の主治医や居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めます。

○サービスの利用見込み

（1か月あたり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護療養型医療施設	要介護 1～5	2人	2人	2人

（4）その他のサービス

①介護予防住宅改修／住宅改修

要支援・要介護者の在宅における住環境改善のため、自宅の段差を解消したり、手すりをつける等の小規模な改修に対して、介護保険から限度枠（20万円）内で住宅改修費（利用者負担1割を除く。）が支給されます。

○サービスの利用見込み

（1か月あたり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防住宅改修	要支援 1・2	23 人	24 人	26 人
住宅改修	要介護 1～5	8 人	8 人	7 人

②介護予防支援／居宅介護支援

介護予防支援計画は、介護予防サービスを受けるときに必要な計画です。

居宅介護支援計画は、介護サービスを受けるときに必要な計画です。

この介護予防支援、居宅介護支援計画の作成にかかる費用は、全額介護保険から支給されます。

なお、「介護予防支援」の一部は、平成27年度から地域支援事業に移行します。

○サービスの利用見込み

（1か月あたり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防支援	要支援 1・2	762 人	820 人	880 人
居宅介護支援	要介護 1～5	2,964 人	3,090 人	3,080 人

3 介護サービスの質の向上

事業所による介護サービス情報の公表制度を強化し、サービス利用者が適切なサービスを選択できるよう情報の提供を促進し、サービスの向上を推進していきます。

また、保険者機能が強化されることから、事業者に対する立ち入り調査や実地指導により適正な運営の確保を図るとともに、不適切なサービスの是正等サービスの質の向上のための介護給付費適正化の事業に取り組みます。

（１）制度の周知徹底

介護サービスを利用する高齢者やその家族に加え、現在は元気で介護サービスを受けていない高齢者にも制度改正における変更点や、保険料等の情報を分かりやすく伝えるため、市報、パンフレット、ホームページ等での広報体制の強化を図ってまいります。

また、市の職員による出前講座や各種講演会の実施等を通じて、介護保険制度や各種保健福祉サービスについての情報の周知徹底に努めます。

（２）苦情処理

苦情処理にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重するとともに、プライバシーの保護にも十分配慮し、宮城県や宮城県国民健康保険団体連合会等と連携して、利用者の立場に立ち、迅速かつ適切な対応に努めます。

（３）介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上

介護支援専門員の資質向上は、介護サービス全体の質を左右する重要なものであり、安定的かつ良質なサービス提供には、居宅サービスを担う職員や介護保険施設の職員等の資質や専門性を向上させることが大切です。

このため、地域包括支援センターを中心に情報提供や支援困難ケース等への対応等の支援体制を強化することにより、介護支援専門員のさらなる資質の向上に努めます。また、施設や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の地域密着型サービス事業所の介護支援専門員の資質向上のための研修や支援を推進し、要介護者等が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送るため、多様なサービスを取り入れ要介護者等を支援できるよう、適切なケアマネジメントを行うケアプランの点検に努めます。

（４）サービス事業者の指導・監督

介護保険法の改正により、介護サービス事業者に対する法令等遵守の管理体制整備の義務付けや広域的に介護サービス事業を展開する介護サービス事業者の本部等に対する立入調査権が認められました。事業者の指導の視点から適正なサービス提供に努めます。

（５）介護事業所等の人材確保・人材育成

介護人材の確保・育成については、社会的評価の向上、待遇の向上、定着率の向上が考えられます。介護への意欲と適正、能力を持った人材が安定的に採用していくことができるような環境整備が必要と思われれます。また、処遇改善や労働環境の整備については、国・県に対し、引き続き支援の継続を要望するとともに、介護事業所、関係機関との意見交換会等を実施します。

（６）地域密着型サービス運営推進会議の運営支援

地域密着型サービスが生活圏内で質の高いサービス提供が継続できるよう、行政や地域包括支援センターの職員、利用者家族や地域住民の代表者等により構成される運営推進会議の効果的、効率的運営を支援します。

（７）情報開示とサービス評価体制の充実

サービスの整備状況や保険財政の状況等、介護保険事業に関わる情報の開示によって、地域住民にわかりやすい計画の運営を目指すとともに、計画の進行管理・点検・評価について関係機関、団体や地域住民等が参画し意見が反映できるように、介護保険運営審議会、地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会を開催し、協議を行います。

（８）事業者間の連携の支援

質の高いサービスを効率的に提供するために、サービス提供事業者に対し、積極的に情報提供を進め、事業者連絡会議の開催等により情報の共有化、連携の強化等、事業者間のネットワークづくりのための支援を行います。

（９）適正化事業の推進

①要介護認定調査結果の点検

認定申請があった際に実施される要介護認定調査の結果に対し、認定審査会用資料としての整合性の確認をすべく、全調査項目の内容を入念に点検します。

その際、チェック項目や記載内容に不備や誤り等がある場合は、当該調査員に直接確認のうえ、必要に応じて修正や指導を行います。

②ケアプランの点検

利用者の状況を把握した適切なアセスメントを実施した上で、ケアプランが作成されているか点検を行い、サービスの質の向上を目指します。

③福祉用具購入及び貸与・住宅改修に係わる点検

福祉用具の購入及び貸与、住宅改修工事が利用者の必要性に合致しているかどうかを点検し、適切な給付につなげます。

④医療情報との突合

医療給付と介護給付状況の突合や被保険者ごとの介護給付状況確認から、誤った請求や重複請求等を調査し、過誤調整等を行います。

⑤介護給付費通知

介護保険サービス利用者に対し、利用したサービス事業所、サービス種類、サービス利用日数又は回数、介護保険給付額、利用者負担額を通知することにより利用者の介護サービス利用の意識を高めるとともに、事業所の架空請求や過剰請求の防止・抑止につなげます。

（10）離島介護対策事業

田代島は、人口80人（平成26年9月末現在）で、高齢化率は75.0%と極めて高くなっていますが、島内には介護サービス事業所がない状況にあります。

また、網地島は、人口405人（平成26年9月末現在）で高齢化率は70.1%とこちらもかなり高く、島内の介護サービス事業所は「網地島デイサービスセンター」1か所という状況です。

本市では、「石巻市離島介護対策事業実施要綱」に基づき、介護サービス事業者に対し、田代島地区及び網地島地区の市民に対する介護サービスを実施する場合に要する船賃等を、今後も継続して補助金として交付しながら安心して暮らし続けることができる環境づくりに努めます。

4 介護する家族等への支援の充実

(1) 住宅改修支援事業

介護支援専門員等が行う住宅改修が必要と認められる理由書を作成する業務について、その業務に対する対価を補助金として交付することにより、介護保険サービスの利用促進を図り、併せて介護支援専門員等に所要の支援を行います。

(2) 高額介護サービス費貸付事業

介護サービスを受けた際の自己負担が、ある一定額を超えたときは、その超えた分が高額介護サービス費として払い戻されますが、払い戻されるまでの資金として、その額の90%を無利子で貸付を行います。

(3) 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

介護サービスを提供する社会福祉法人等が、その社会的役割の一環として利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ります。

○事業の内容

対象者の要件	対象となるサービス※	軽減の割合
世帯課税、収入、預貯金、資産、扶養、保険料納付の状況等を総合的に勘案して、生計が困難であると市が認定した方	<ul style="list-style-type: none"> ○通所介護／介護予防通所介護 ○訪問介護／介護予防訪問介護 ○短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護 ○複合型サービス ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○介護老人福祉施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担の25% ・老齢福祉年金受給者は利用者負担の50%

※都道府県に申し出を行った社会福祉法人が実施するサービスが対象となります。

（４）家族介護慰労金支給事業

要介護４又は５の状態にある６５歳以上の高齢者を常時在宅で介護している家族の労をねぎらい介護家族を支援するため、介護慰労金を支給します。

○事業の内容

対 象 者	支 給 額
市民税非課税世帯で、過去１年間介護保険のサービス（年間７日以内のショートステイの利用を除く）を受けなかった高齢者を介護している同居の家族	高齢者１人当たり 年額 10万円

（５）介護用品支給事業

高齢者を介護している家族の身体的、精神的又は経済的負担の軽減を図るとともに、高齢者の在宅生活の継続及び向上を図るため、市民税非課税世帯であって要支援又は要介護状態にある６５歳以上の高齢者を在宅で介護している同居の家族の方に、介護用品を購入できる介護用品支給券を支給します。

○事業の内容

区 分	介護用品支給券の額	対象となる介護用品
要支援～要介護３	高齢者１人当たり 月額 2,000円	紙おむつ、尿取りパット
要介護４又は５	高齢者１人当たり 月額 5,000円	紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋 清拭剤、ドライシャンプー

5 介護保険事業費の見込み

各サービス量の見込みに基づいて給付費を算出した結果、第6期介護保険事業計画期間である平成27年度から平成29年度までの本市におけるサービス給付費見込額は次のようになりました。

(1) 介護サービス給付費見込額

○介護予防サービス（予防給付）

介護予防サービス給付費は、計画期間中、毎年が増加が見込まれ、平成27年度では約3億6千万円、3年間合計で約11億9千万円の費用を見込んでいます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
介護予防サービス	299,299千円	331,196千円	369,744千円	1,000,239千円
①介護予防訪問介護	643千円	590千円	0千円	1,233千円
②介護予防訪問入浴介護	6,182千円	7,643千円	9,376千円	23,201千円
③介護予防訪問看護	71,428千円	87,241千円	108,668千円	267,337千円
④介護予防訪問リハビリテーション	18,410千円	18,350千円	18,379千円	55,139千円
⑤介護予防居宅療養管理指導	8,758千円	11,218千円	13,828千円	33,804千円
⑥介護予防通所介護	2,342千円	2,150千円	0千円	4,492千円
⑦介護予防通所リハビリテーション	93,101千円	103,985千円	117,282千円	314,368千円
⑧介護予防短期入所生活介護	22,569千円	20,493千円	18,409千円	61,471千円
⑨介護予防短期入所療養介護	1,865千円	2,076千円	2,234千円	6,175千円
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	20,767千円	19,402千円	17,592千円	57,761千円
⑪介護予防福祉用具貸与	45,824千円	51,329千円	57,922千円	155,075千円
⑫介護予防福祉用具購入	7,410千円	6,719千円	6,054千円	20,183千円
住宅改修	21,650千円	22,081千円	22,741千円	66,472千円
介護予防支援	39,005千円	41,961千円	45,042千円	126,008千円
介護予防サービス給付費計	359,954千円	395,238千円	437,527千円	1,192,719千円

○居宅サービス

居宅サービス給付費は、計画期間中、平成28年度までは増加が見込まれ、平成29年度では施設サービスの増加に伴い約1億4千万円減少し、3年間合計で約125億4千万円の費用を見込んでいます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
居宅サービス	3,662,318千円	3,715,774千円	3,579,311千円	10,957,403千円
①訪問介護	694,155千円	700,263千円	651,632千円	2,046,050千円
②訪問入浴介護	102,875千円	87,929千円	55,256千円	246,060千円
③訪問看護	328,668千円	368,134千円	382,237千円	1,079,039千円
④訪問リハビリテーション	28,894千円	28,439千円	27,412千円	84,745千円
⑤居宅療養管理指導	45,394千円	51,628千円	55,273千円	152,295千円
⑥通所介護	1,434,711千円	1,471,828千円	1,511,352千円	4,417,891千円
⑦通所リハビリテーション	271,624千円	276,845千円	266,654千円	815,123千円
⑧短期入所生活介護	391,718千円	371,315千円	283,033千円	1,046,066千円
⑨短期入所療養介護	56,008千円	67,359千円	75,744千円	199,111千円
⑩特定施設入居者生活介護	50,024千円	37,353千円	30,657千円	118,034千円
⑪福祉用具貸与	247,630千円	246,336千円	234,543千円	728,509千円
⑫福祉用具購入	10,617千円	8,345千円	5,518千円	24,480千円
住宅改修	26,807千円	28,803千円	30,488千円	86,098千円
居宅介護支援	490,222千円	506,251千円	497,432千円	1,493,905千円
居宅サービス給付費計	4,179,347千円	4,250,828千円	4,107,231千円	12,537,406千円

○地域密着型サービス

地域密着型サービス給付費は、計画期間中、概ね横ばいで推移し、平成29年度では地域密着型サービスの増加に伴い約8千万円増加し、3年間合計で約41億円の費用を見込んでいます。

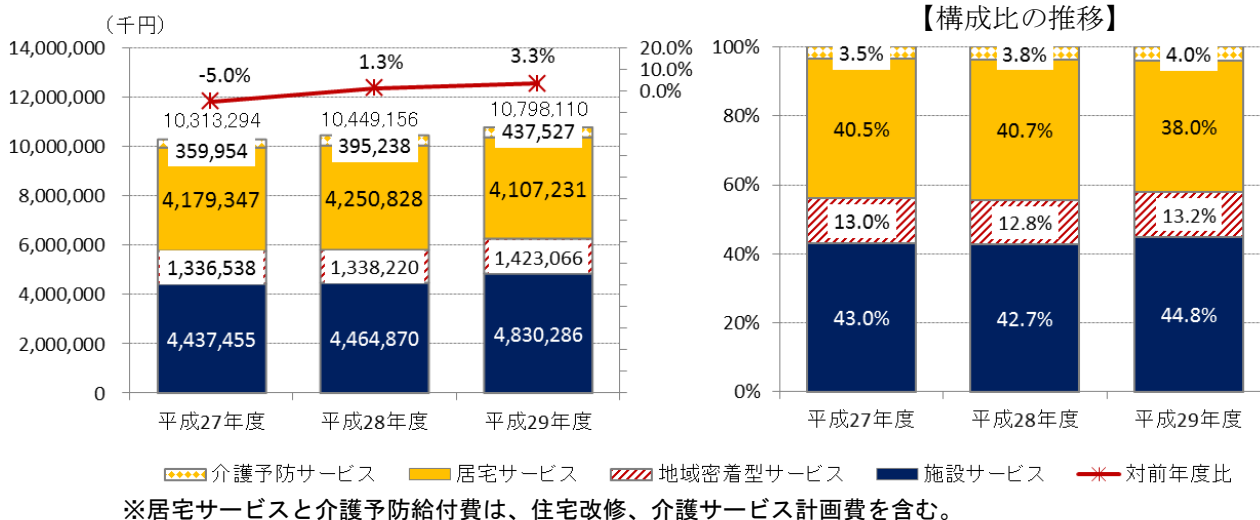
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
地域密着型サービス	1,321,068千円	1,330,565千円	1,417,894千円	4,069,527千円
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0千円	0千円	0千円	0千円
②夜間対応型訪問介護	0千円	0千円	0千円	0千円
③認知症対応型通所介護	25,060千円	24,879千円	12,451千円	62,390千円
④小規模多機能型居宅介護	216,503千円	220,504千円	253,695千円	690,702千円
⑤認知症対応型共同生活介護	903,085千円	907,623千円	970,269千円	2,780,977千円
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0千円	0千円	0千円	0千円
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	176,420千円	177,559千円	181,479千円	535,458千円
⑧複合型サービス	0千円	0千円	0千円	0千円
地域密着型介護予防サービス	15,470千円	7,655千円	5,172千円	28,297千円
①介護予防認知症対応型通所介護	483千円	308千円	137千円	928千円
②介護予防小規模多機能型居宅介護	4,387千円	4,678千円	5,035千円	14,100千円
③介護予防認知症対応型共同生活介護	10,600千円	2,669千円	0千円	13,269千円
地域密着型サービス給付費計	1,336,538千円	1,338,220千円	1,423,066千円	4,097,824千円

○施設サービス

施設サービス給付費は、計画期間中、概ね横ばいで推移し、平成29年度では施設サービスの増加に伴い約3億7千万円増加し、3年間合計で約137億3千万円の費用を見込んでいます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
施設サービス				
①介護老人福祉施設	2,095,680千円	2,107,846千円	2,427,682千円	6,631,208千円
②介護老人保健施設	2,333,664千円	2,349,541千円	2,394,976千円	7,078,181千円
③介護療養型医療施設	8,111千円	7,483千円	7,628千円	23,222千円
施設サービス給付費計	4,437,455千円	4,464,870千円	4,830,286千円	13,732,611千円

○石巻市の第6期介護保険給付費の見込み



(2) 標準給付費見込額

第6期介護保険事業計画期間である平成27年度から平成29年度までについて、介護サービス給付費のほか、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料を以下のように見込んでいます。

○第6期各年度の標準給付費見込額

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
介護サービス給付費		10,313,294千円	10,449,156千円	10,798,110千円	31,560,560千円
介護サービス給付費以外の費用	①特定入所者介護サービス費等給付額	571,845千円	538,172千円	542,715千円	1,652,732千円
	②高額介護サービス費等給付額	203,882千円	219,785千円	236,928千円	660,595千円
	③高額医療合算介護サービス費等給付額	11,105千円	13,327千円	15,993千円	40,425千円
	④審査支払手数料	12,949千円	14,153千円	15,469千円	42,571千円
合計		11,113,075千円	11,234,593千円	11,609,215千円	33,956,883千円

※1 特定入所者介護サービス費とは、居住費及び食費について所得に応じた負担限度額を定め、限度額を超えた部分については介護保険からの補足的給付を行うものです。居住費と食費を保険給付の対象外とする施設給付の見直しに伴って創設された制度で、施設に入所している低所得者の負担軽減を図るものです。〈次頁へ続く〉

〈前頁脚注の続き〉

- ※2 高額介護サービス費とは、介護保険サービスの利用にかかる1割の利用者負担額の合計が世帯の所得に応じた限度額を超えた場合、超えた金額を高額介護サービス費として支給するものです。
- ※3 高額医療合算介護サービス費とは、医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額の合計が医療・介護合算の限度額を超えた場合、超えた金額を高額医療合算介護サービス費として支給するものです。
- ※4 審査支払手数料とは、介護保険事業を円滑かつ効率的に行うため、介護保険サービスにかかる費用の請求に対する審査や支払事務について、国民健康保険団体連合会への委託に要する費用です。

(3) 地域支援事業費見込額

介護予防サービスや生活支援サービス等に関する費用が地域支援事業費です。

また、介護予防・日常生活支援総合事業費の上限額は、既存の介護予防事業費と予防給付から移行される訪問介護サービス費等の前年実績等から算出しています。包括的支援事業・任意事業費については、国の制度改正を受けて積算しています。

○第6期各年度の地域支援事業費の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合 計
介護予防・日常生活支援総合事業費	788,742,094 円	802,511,218 円	815,016,982 円	2,406,270,294 円
包括的支援事業・任意事業費	228,363,407 円	230,305,689 円	234,133,967 円	692,803,063 円
地域支援事業費	1,017,105,501 円	1,032,816,907 円	1,049,150,949 円	3,099,073,357 円

(4) 保健福祉事業費見込額

本市が独自に実施する高齢者の保健福祉事業（高齢者の生きがいと創造の事業・高齢者スポーツ大会等）について、事業費用の一部を介護保険事業費として負担するものです。

○第6期各年度の保健福祉事業費の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合 計
保健福祉事業費	4,500,000 円	4,500,000 円	4,500,000 円	13,500,000 円

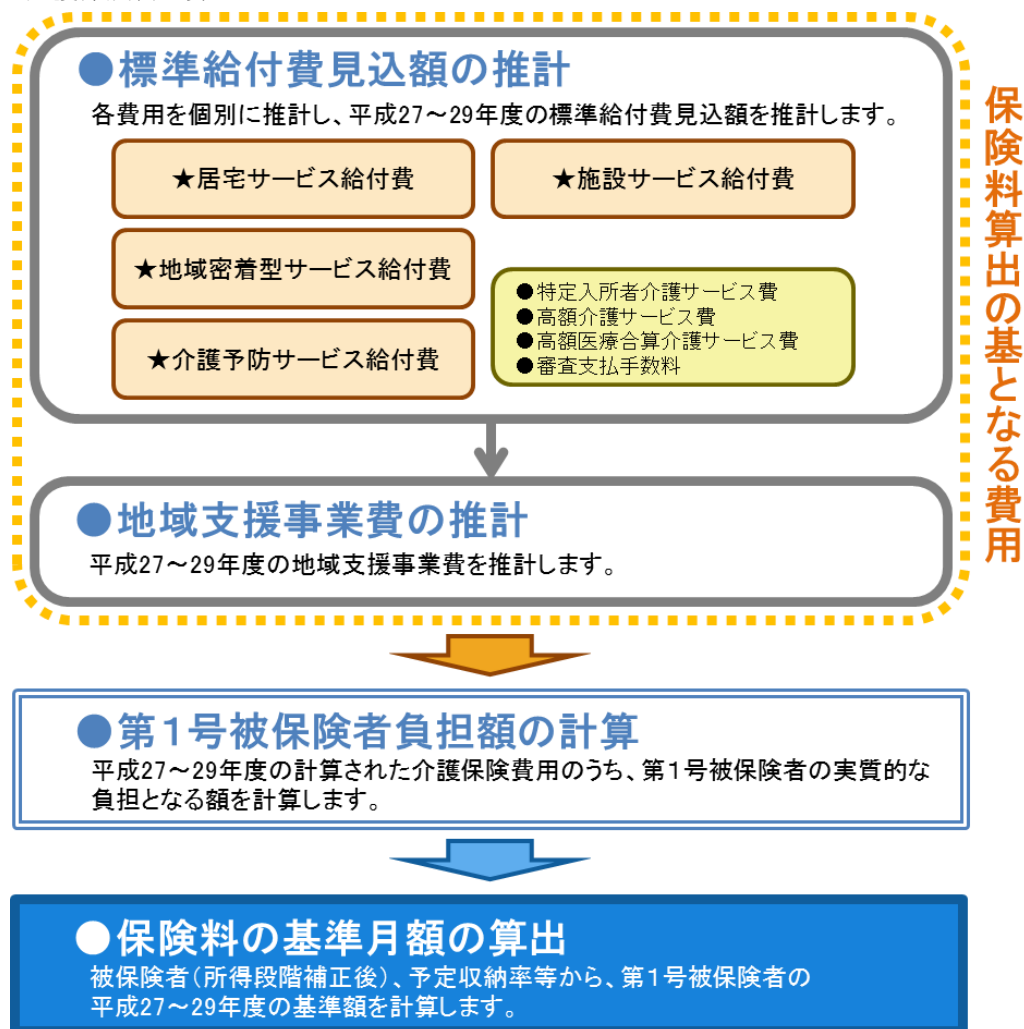
6 第1号被保険者の保険料

（1）介護保険料算出の考え方

①介護保険料算出の流れ

第1号被保険者の介護保険料算出までの流れは、概ね以下のようになります。

○介護保険料の算出フロー



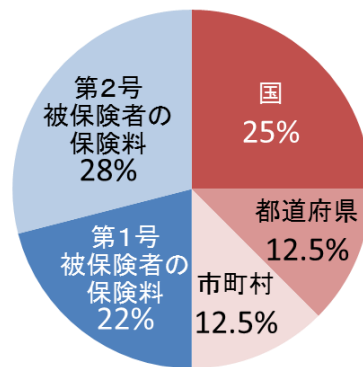
②第1号被保険者の負担割合

事業費用の大部分を占める介護サービス給付費については、利用者負担（1割）を除いた給付費の半分を公費でまかない、残りの半分から被保険者から徴収する保険料を財源としています。保険料については、第1号被保険者と第2号被保険者の平均的な1人あたりの負担がほぼ同じ水準になるよう負担割合が定められており、それぞれの総人数比で按分するという考え方が基本となっています。

第1号被保険者の負担は、介護給付費の22%が標準的な負担となります。また、第2号被保険者は28%で、介護保険費用の半分が被保険者の負担となります。国、都道府県の負担割合は居宅給付費と施設等給付費で若干異なっています。

なお、国負担部分である居宅給付費の25%、同じく国負担部分の施設等給付費の20%について、それぞれ5%に当たる額は、市町村間の財政力格差を調整するための調整交付金として交付されます。つまり、調整交付金の割合は標準的には5%ですが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて5%を上下します。その結果、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。

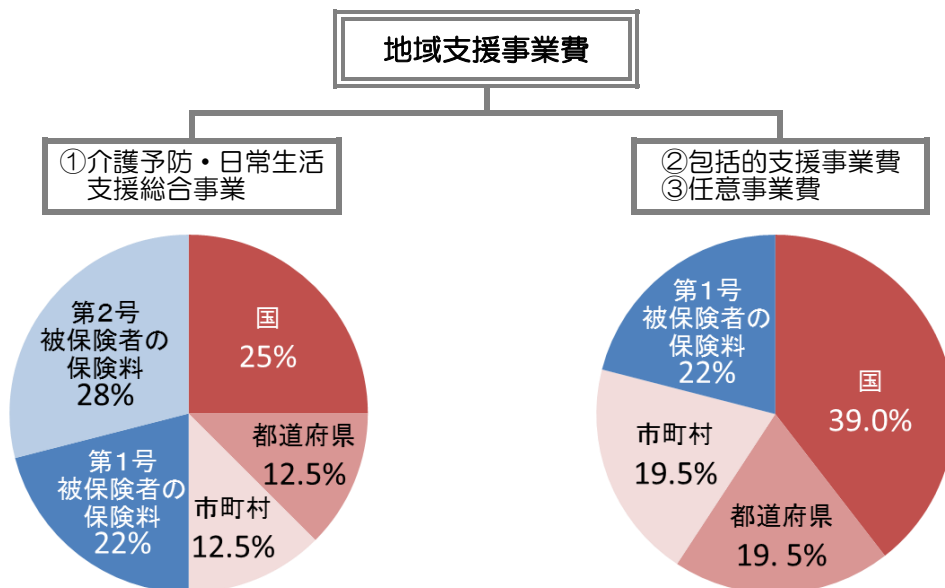
○標準給付費の負担割合



※ただし、施設等給付費については国20%、都道府県17.5%

また、地域支援事業については、実施する事業によって費用の負担割合が異なります。地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の費用については、標準給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業、任意事業の費用については第2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が構成されています。

○地域支援事業費の負担割合

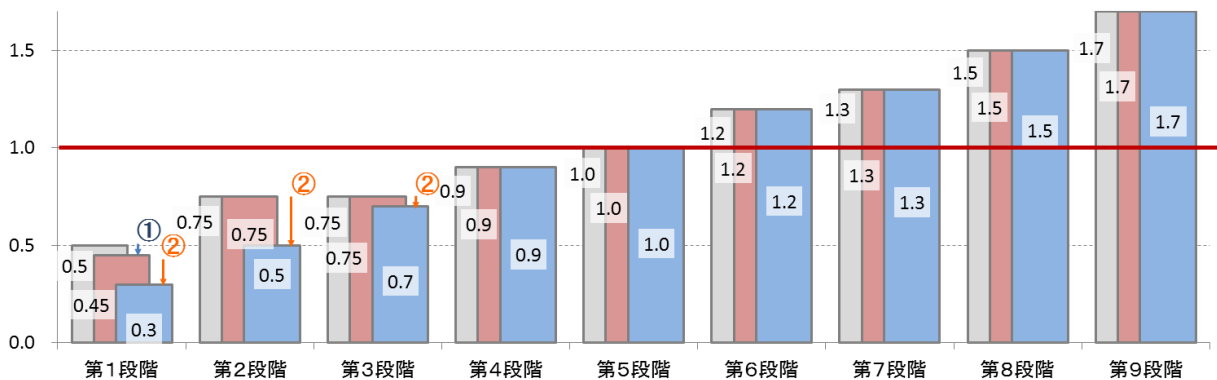


（2）第1号被保険者保険料の段階設定

第1号被保険者保険料については、負担能力をきめ細かく反映して保険料段階別に基準額乗率を設定することが重要です。

第6期介護保険事業計画における第1号被保険者保険料については、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行うことから、標準段階をこれまでの6段階から9段階に見直し、各段階における基準額に対する保険料の割合及び各段階の定義を以下のとおりとしたため、本市においても9段階に設定し、基準額に対する割合及び各段階の定義を同様とします。

○保険料段階と負担軽減措置

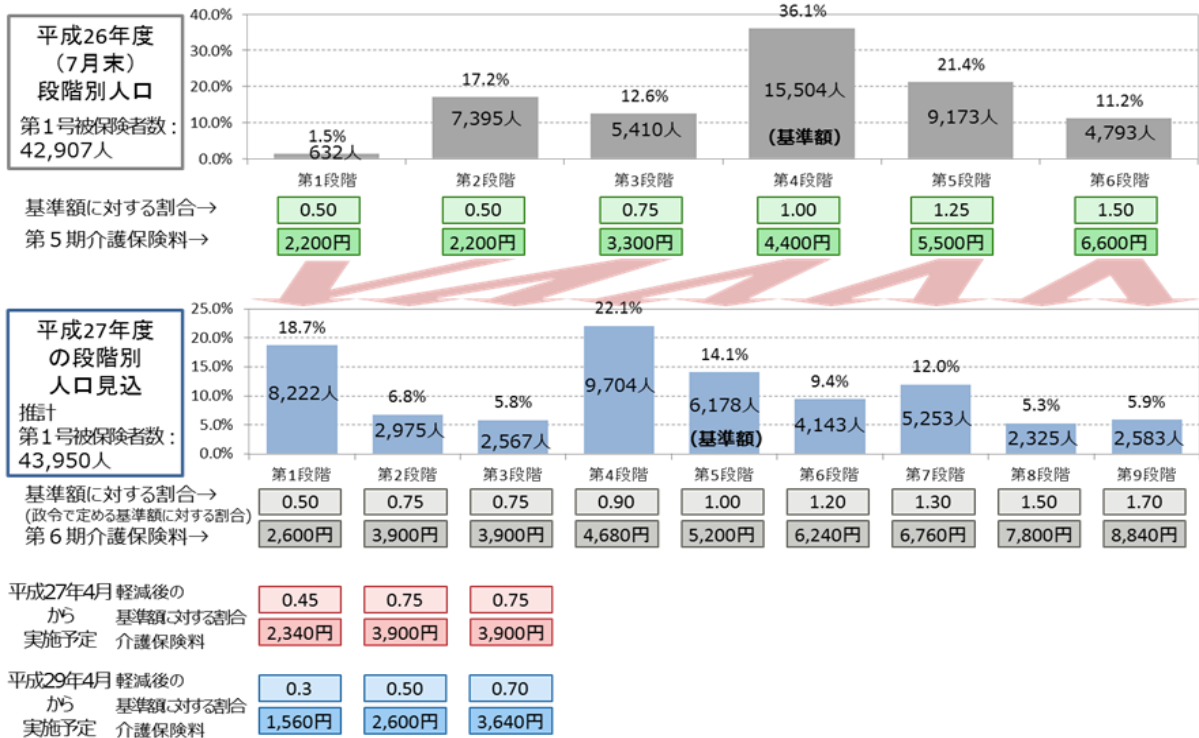


第1段階から第3段階の保険料基準額に対する軽減割合

	①平成27年4月実施	②平成29年4月実施
第1段階	0.5→0.45	0.45→0.3
第2段階	—	0.75→0.5
第3段階	—	0.75→0.7

- 政令で定める基準額に対する割合
- 平成27年度・平成28年度の基準額に対する割合
- 平成29年度の基準額に対する割合

平成27年度以降、6段階から9段階にすることで、基準額等の変化を見ると所得が少ない高齢者の介護保険料の負担が少なくなっています。



(3) 保険料の算出

①第6期計画期間保険料の算出

第6期計画期間である平成27年度から平成29年度までについて、本市におけるサービス給付費と特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料を合わせた標準給付費見込額、さらに、地域支援事業費見込額、調整交付金見込額等を加えて保険料収納必要額を積算し、さらに被保険者数から保険料基準月額を算出すると、以下のようになります。

○保険料の算定

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
標準給付費見込額 (A)	11,113,074,852 円	11,234,593,270 円	11,609,214,991 円	33,956,883,113 円
地域支援事業費見込額 (B)	1,017,105,501 円	1,032,816,907 円	1,049,150,949 円	3,099,073,357 円
第1号被保険者負担分相当額 (C)【(A+B)×第1号被保険者 負担割合 22%】	2,668,639,678 円	2,698,830,239 円	2,784,840,507 円	8,152,310,424 円
調整交付金相当額 (D)【(A+介護予防・日常生活支 援総合事業費)×5%】	595,090,847 円	601,855,224 円	621,211,599 円	1,818,157,670 円
調整交付金見込額 (E)【A×6.51%(交付率見込み)】	723,461,000 円	731,372,000 円	755,759,000 円	2,210,592,000 円
準備基金取崩額 (F)				100,000,000 円
保健福祉事業費見込額 (G)	4,500,000 円	4,500,000 円	4,500,000 円	13,500,000 円
保険料収納必要額 (H)【C+D-E-F+G】				7,673,376,094 円
予定保険料収納率 (I)	97.0%			
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (J) (第1号被保険者数)	42,448 人	42,977 人	41,348 人	126,773 人
保険料基準額(年額) (K)【H÷I÷J】				62,400 円
保険料基準額(月額) (L)【K÷12】				5,200 円

②第6期の所得段階別保険料一覧

平成27年度から平成29年度における本市の段階別の保険料及び基準額等については次のとおりです。

○段階別の保険料及び基準額に対する割合

段 階	対 象 者	基準額に対する割合		第6期保険料	
		平成27年度 平成28年度	平成29年度	平成27年度 平成28年度	平成29年度
第1段階	○生活保護を受けている方 ○世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が市民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円以下の方	0.45	0.30	2,340円	1,560円
第2段階	○世帯全員が市民税非課税かつ ○本人年金収入等が80万円超120万円以下の方	0.75	0.50	3,900円	2,600円
第3段階	○世帯全員が市民税非課税かつ ○本人年金収入等が120万円超の方	0.75	0.70	3,900円	3,640円
第4段階	○本人が市民税非課税の方 （世帯内に市民税課税者がいる場合） かつ ○本人の年金収入等が80万円以下の方	0.90	0.90	4,680円	4,680円
第5段階 （基準）	○本人が市民税非課税の方 （世帯内に市民税課税者がいる場合） かつ ○本人の年金収入等が80万円超の方	1.00	1.00	5,200円 （基準額）	5,200円 （基準額）
第6段階	○本人が市民税課税の方 （合計所得金額が120万円未満の場合）	1.20	1.20	6,240円	6,240円
第7段階	○本人が市民税課税の方 （合計所得金額が120万円以上190万円未満の場合）	1.30	1.30	6,760円	6,760円
第8段階	○本人が市民税課税の方 （合計所得金額が190万円以上290万円未満の場合）	1.50	1.50	7,800円	7,800円
第9段階	○本人が市民税課税の方 （合計所得金額が290万円以上の場合）	1.70	1.70	8,840円	8,840円

注）平成29年度の基準額に対する割合及び保険料については、見込み額である。